

「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書

手話とは、言葉を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う人達にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006年(平成18年)12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であると明記されています。

日本政府は、障害者権利条約を批准し、すでに成立した「改正障害者基本法」第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択機会が確保される」と決めました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。そのためには、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた手話に関する法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、那珂川町議会は国会及び政府に対して、上記の内容を踏まえた「手話言語法」(仮称)を早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成26年9月25日

福岡県那珂川町議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様